

stopとっとり消費者トラブル 動画コンテスト募集要項

1 目的

令和4年4月の成年年齢引下げに伴い、若者の消費者トラブルの増加が懸念されることから、当事者となる若者自身が消費者トラブルに関心を持ち、その防止について自ら発信できる場を設けるとともに、同世代の発信を通じて若者に消費者トラブルの防止を啓発するためのコンテスト（以下「本コンテスト」という。）を実施する。

2 応募資格

10歳代（小学5年生）から20歳代の方で、鳥取県内に在住又は通勤・通学していること。

応募作品は応募者本人（グループ）が撮影したオリジナル作品で、未発表のものに限ります。

※個人・グループを問いません。

※グループ応募の場合、グループ代表者が応募資格を満たしていることとします。

※未成年の方は保護者の同意が必要です。未成年の方が応募された場合は保護者の同意が得られているものとみなします。

3 応募方法・募集期間

（1）応募方法

鳥取県ホームページに開設する応募フォームに必要事項を記載し、応募作品をアップロードしてください。（アップロード方法はこちら：

<https://support.google.com/drive/answer/2494822?hl=ja&co=GENIE.Platform%3DDesktop>）

※動画のリンクが必要となりますので、ご確認ください。

※同一作品でなければ、1人（1グループ）につき、何作品でも応募できます。ただし、入賞は応募者1人（グループ）につき1作品までです。

※応募された作品は募集期間であっても、県広報（Instagram）で掲載します。他の作品を参考に見てください。

（2）募集期間

令和5年9月1日（金）から11月30日（木）午後5時まで

（3）#stopとっとり消費者トラブルをつけて投稿してみよう！（任意）

応募作品を御自身のInstagramアカウントでも投稿をしてみませんか？

公開設定で「#stopとっとり消費者トラブル」をつけてInstagramに投稿してください。

4 応募作品

（1）テーマ「若者が消費者トラブルに遭わないために」

（2）時間

10秒以上70秒以下

（3）ファイル形式

mov, mp4, aviのいずれか

(4) データ容量

4GB以下

(5) 内容

成年年齢引下げに伴う若者の消費者トラブルの防止に関すること。(若者の消費者トラブルの例：定期購入、副業、融資サービス、靈感商法、出会い系サイト、美容関係等)

例1 「副業で稼げると思ったら…」(キーワード：副業)

「簡単に稼げる」「気軽に始められる」と強調する副業に関するインターネット広告を見てサイトに登録したところ、「報酬を得るために必要」と言われ、登録料やサイト利用料等さまざまな名目でお金を支払わされた。インターネット広告やSNSの情報を安易に信じず、自分自身でもよく確認をしましょう！と呼びかける動画。

例2 「アンケートに答えたただけなのに」(キーワード：靈感商法)

同じ学校の学生がアンケート調査を実施していたので、そのアンケート協力したところ、後日連絡あり、会うことにした。「〇〇〇」という団体に所属していること聞き、ボランティア活動などの団体に関する説明を受けた後、その活動や研修会への参加を強く勧められ、興味がないのに入ってしまった。「アンケートをきっかけに勧誘をしてくるカルト的団体もあります。疑いの目を持ち、きっぱりと断りましょう！」と呼びかけ、困ったら、早めに消費者ホットライン188に相談するように促す動画。

例3 「定期購入になっていないかな？」(キーワード：定期購入、美容関係)

①スマホを見ていると化粧品の広告で「今なら500円でお試し」とあり、残り5つと表示されたので急いで申込。②数日後、商品が届き、使用する。③1か月後、同じ商品が届き8000円の請求があった。④事業者電話すると3回購入が条件の定期購入だったことが判明。小さい字で書いてあって気づけなかった。⑤「通信販売」は、クーリング・オフ制度が適用されないため、申し込みの前に契約内容をしっかりと確認することが大切。⑥広告のページをスクリーンショットしておく。⑦困ったら、早めに消費者ホットライン188に相談しよう。①～⑦の計7枚の静止面の漫画やイラストを編集でつなぎ、セリフ、ナレーション、BGM、効果音などをつけた動画。

(6) 映像の種類

実写、アニメ、CG等とし、特に制限はありません。

5 注意事項 ※必ずお読みください！

- (1) 本コンテストに応募した方はこの注意事項に同意したものとします。
- (2) 応募作品の著作権は、応募者及び鳥取県の双方に帰属します。鳥取県及び鳥取県が許可した団体は、応募者の許諾を要することなく、無償で作品をホームページ、YouTube等における配信、その他の広報物やイベント、PR等に利用できるものとします。無償での二次使用に御承諾いただけるのみ、応募をお願いします。
- (3) 作品内で確認できる対象物によって肖像権や著作権等の第三者への権利侵害があった場合、鳥取

県は一切責任を負いません。応募者自身の責任で本コンテストへの応募をお願いします。

(第三者に対する権利侵害の例：①鬼太郎、コナンなどの画像、銅像などの応募作品への映像等使用について、著作権の利用許諾を得ていない。②応募者自身のオリジナル曲や著作権フリー曲以外の曲の応募作品への使用について、著作権の利用許諾を得ていない。③応募作品の出演者以外の通行人等の映り込みについて、通行人等本人の許可を得ていない等)

(4) 応募作品に使用する映像や音楽について著作権処理を行った場合、許諾を得た著作物等とその著作者等の連絡先のリストを応募フォームに添付してください。

(5) 鳥取県外で撮影したのもでも、「3. 募集作品」に沿った内容であれば応募可能です。

(6) 次の内容に該当する、又は該当するおそれがあると鳥取県が判断した作品は、応募者に通知することなく審査対象から除外します。

ア 法律等に違反する又は違反するおそれのあるもの

イ 個人、企業、団体などを中傷し、プライバシーを侵害するもの

ウ 第三者の著作権、商標権、肖像権、その他知的所有権を侵害するもの

エ 企業や商品などの宣伝、政治目的・宗教勧誘等、特定のイデオロギーの宣伝又は勧誘を意図するもの

オ 公序良俗に反するもの

カ その他、鳥取県が不適切と判断したもの

(7) (2) の応募作品の利用にあたり、作品を一部編集(字幕・ナレーション追加、静止画、切り出し等)することがあります。

(8) 応募者の個人情報は、本コンテストの実施に関する事務処理のみに使用し、本人の同意なく開示・公表しません。

6 審査方法及び結果発表

(1) 審査方法

外形審査(観点：法令等に抵触しないか)

審査基準

① 法律等に違反する又は違反するおそれのあるもの

② 個人、企業、団体などを中傷し、プライバシーを侵害するもの

③ 第三者の著作権、商標権、肖像権、その他知的所有権を侵害するもの

④ 企業や商品等の宣伝、政治目的・宗教勧誘等、特定のイデオロギーの宣伝等を意図するもの

⑤ 公序良俗に反するもの

⑥ その他、事務局が不適切と判断したもの

施策審査(観点：啓発等に活用できるか)

審査基準

① テーマ性：動画を見た人がと消費者トラブル啓発となるような動画となっているか

② 創造性：独自性、アイデア、ユニークさなどの工夫がなされているか

③ 話題性：話題性があり、情報発信力がある作品となっているか

④ 技術度：視聴者又は読者へ訴求する工夫・配慮がなされているか。

(2) 結果発表

ア 優秀作品制作者には、12月中旬頃、直接連絡のうえ、表彰の案内等のためにメールアドレス等に問い合わせさせていただきます。

※入賞者以外には連絡しません。

※入賞作品の応募者については氏名（グループ名）等を公表させていただきます。

イ 各賞の結果発表、表彰式は1月上旬（予定）に県内にて行います。

ウ 上記のほか、優秀作品は鳥取県ホームページ等で発表します。

7 優秀作品制作者に対する特典表彰の種類及び賞品

優秀賞3点：賞状と副賞（3万円の金券）

入賞10点：賞状と副賞（5千円分の金券）

※グループ応募の場合、応募フォームに記載された代表者に特典1点をお渡しします。

8 優秀作品の活用

優秀賞及び入賞に選ばれた優秀作品は、鳥取県のホームページ、YouTube、SNSで配信するほか、県の消費者トラブル防止に関する啓発等で使用し、活用します。

9 問合せ先

〒683-0043 鳥取県米子市末広町294番地 米子コンベンションセンター4F

鳥取県生活環境部くらしの安心局消費生活センター

電話番号：0859-34-2760

ファクシミリ：0859-34-2670

電子メール shohiseikatsu@pref.tottori.lg.jp

ホームページ：<https://www.pref.tottori.lg.jp/shohiseikatsu/>